

平成 26 年 3 月 7 日

各位

株式会社 宮崎銀行

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の変更について

株式会社宮崎銀行（頭取 小池 光一）は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、子育て支援を進めております。今般、現行行動計画における目標達成につき、計画期間の見直しを行いましたので下記の通りお知らせします。

今後も宮崎銀行は、子育て支援策の充実などポジティブ・アクション（ ）を推進すべく、さまざまな活動に取り組んでまいります。

（ ）ポジティブアクションとは、働く事や仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうとする企業の自主的かつ積極的な取り組みや制度のことを言います。

記

1. 現行計画内容

- （１）期間：平成 22 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで（4 年 6 カ月間）
- （２）目標：男性の育児休業取得者 3 名以上かつ女性の育児休業取得率 90% 以上
新たな休暇制度導入による有給休暇取得推進

2. 見直し内容

現行行動計画の目標達成に伴い、期間を 1 年間繰り上げて終了します。
さらに内容を充実させ、平成 26 年 4 月 1 日より新計画を策定し推進する予定です。
新計画については、内容が確定次第公表いたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社 宮崎銀行 人事部
担当：桑名 TEL：0985(32)8207

株式会社宮崎銀行 行動計画書

全ての行員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間

平成22年10月1日から平成26年3月31日まで（3年6ヵ月間）

2 内容

目標1 計画期間内に、男性の育児休業等取得者が3名以上、かつ女性の育児休業取得率を90%以上とする。

<対 策>

男性の育児休業取得推進策の周知を図り、利用率向上を図る。

・平成22年10月より育児休業の当初連続5日間の有給休暇利用促進

女性の育児休業取得率の維持向上を図る。

目標2 計画期間内に、新たな制度休暇を導入し休暇を取得しやすい環境を整備する。

<対 策>

平成23年6月に新たな制度休暇を導入し、休暇取得促進を図る。

以 上